

安芸区民文化センターの使用に係る利用料金の改定

1 施設の使用に係る利用料金

(1) ホール

区分			金額						超過金額(30分までごとに)		
			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後4時まで)	夜間(午後5時から午後9時まで)	午前午後(午前9時から午後4時まで)	午後夜間(午後1時から午後9時まで)	1日(午前9時から午後9時まで)	午前9時から午後5時までの時間	その他の時間	
			円	円	円	円	円	円	円	円	
入場料を徴収しない場合	平日	現行額	19,360	21,520	35,870	32,700	45,910	61,410	4,290	8,590	
		改定額	19,710	21,910	36,530	33,300	46,760	62,540	4,360	8,740	
	土曜日、日曜日又は休日	現行額	23,230	25,820	43,040	39,250	55,090	73,680	5,160	10,320	
		改定額	23,660	26,290	43,830	39,970	56,110	75,040	5,250	10,510	
入場料を徴収する場合	入場料の最高の額が1,000円未満のとき	平日	現行額	29,050	32,280	53,800	49,070	68,870	92,110	6,440	12,890
			改定額	29,580	32,870	54,790	49,970	70,140	93,810	6,550	13,120
		土曜日、日曜日又は休日	現行額	34,850	38,730	64,550	58,870	82,620	110,500	7,740	15,490
			改定額	35,490	39,440	65,740	59,960	84,150	112,540	7,880	15,770
	入場料の最高の額が1,000円以上3,000円未満のとき	平日	現行額	38,740	43,050	71,750	65,430	91,840	122,840	8,600	17,210
			改定額	39,450	43,840	73,070	66,640	93,540	125,110	8,750	17,520
		土曜日、日曜日又は休日	現行額	46,480	51,650	86,090	78,500	110,190	147,370	10,320	20,650
			改定額	47,340	52,600	87,680	79,950	112,230	150,090	10,510	21,030
	入場料の最高の額が3,000円以上のとき	平日	現行額	48,420	53,810	89,690	81,790	114,790	153,540	10,750	21,510
			改定額	49,310	54,800	91,350	83,300	116,910	156,380	10,940	21,900
		土曜日、日曜日又は休日	現行額	58,100	64,560	107,590	98,120	137,720	184,200	12,900	25,810
			改定額	59,170	65,750	109,580	99,930	140,270	187,610	13,130	26,280
商業	平日	現行額	48,420	53,810	89,690	81,790	114,790	153,540	10,750	21,510	
		改定額	49,310	54,800	91,350	83,300	116,910	156,380	10,940	21,900	
	土曜日、日曜日又は休日	現行額	58,100	64,560	107,590	98,120	137,720	184,200	12,900	25,810	
		改定額	59,170	65,750	109,580	99,930	140,270	187,610	13,130	26,280	

(2) 諸室

区分			金額				
			3時間まで		3時間を超える1時間までごとに		
			現行額	改定額	現行額	改定額	
			円	円	円	円	
スタジオ	一般		8,760	8,920	2,920	2,970	
	商業		13,140	13,380	4,380	4,455	
会議室	全室	一般	11,550	11,760	3,830	3,900	
		商業	17,325	17,640	5,745	5,850	
		A	一般	5,550	5,650	1,850	1,880
			商業	8,325	8,475	2,775	2,820
	B	一般	3,170	3,220	1,050	1,060	
		商業	4,755	4,830	1,575	1,590	
	C	一般	3,170	3,220	1,050	1,060	
		商業	4,755	4,830	1,575	1,590	
	美術工芸室		一般	3,170	3,220	1,050	1,060
			商業	4,755	4,830	1,575	1,590
	工作実習室		一般	3,170	3,220	1,050	1,060
			商業	4,755	4,830	1,575	1,590
大広間		一般	4,440	4,520	1,480	1,500	
		商業	6,660	6,780	2,220	2,250	
和室		一般	1,570	1,590	520	520	
		商業	2,355	2,385	780	780	
音楽室		一般	4,440	4,520	1,480	1,500	
		商業	6,660	6,780	2,220	2,250	
練習室		一般	3,170	3,220	1,050	1,060	
		商業	4,755	4,830	1,575	1,590	

(3) ロビー

区分		単位	金額	
			現行額	改定額
			円	円
ロビー	一般	1日につき	9,550	9,720
	商業		14,325	14,580

2 附属設備の使用に係る利用料金

(1) ホール

品名	単位	金額		超過金額(30分までごとに)		摘要
		現行額	改定額	現行額	改定額	
		円	円	円	円	
平台	1個につき	200	200	35	35	開き足2脚又は箱足4個を含む。
金びょうぶ	1双につき	2,160	2,200	360	365	
地がすり	1枚につき	520	520	85	85	
紗(しゃ)幕	1枚につき	520	520	85	85	
松羽目	1式につき	1,600	1,620	260	260	
演台	1式につき	300	300	50	50	花台を含む。
舞台机	1脚につき	100	100	20	20	
指揮者台	1式につき	250	250	45	45	譜面台を含む。
音響反射板	1式につき	3,240	3,300	525	530	
ピアノ	1台につき	3,240	3,300	525	530	調律料は、使用者の負担とする。
ミラーボール	1個につき	520	520	85	85	
ローアホリゾンライト	1式につき	630	640	100	100	
アッパーホリゾンライト	1式につき	850	860	140	140	
ボーダーライト	1式につき	520	520	85	85	
シーリングライト	1台につき	200	200	35	35	
センターライト	1台につき	1,080	1,100	180	180	
サスペンションライト	1台につき	200	200	35	35	
スポットライト	1台につき	200	200	35	35	
フットスポットライト	1台につき	200	200	35	35	
エフェクトスポットライト	1台につき	1,080	1,100	180	180	エフェクトマシン1台、先玉レンズ及び種板を含む。
フットライト	1式につき	520	520	85	85	
フロントサイドライト	1台につき	200	200	35	35	
ストリップライト(8灯)	1台につき	200	200	35	35	
トーメンタルライト	1台につき	200	200	35	35	
マイク	1本につき	520	520	85	85	マイクスタンドを含む。
3点つりマイク	1個につき	520	520	85	85	
ワイヤレスマイク	1本につき	1,080	1,100	180	180	
拡声装置	1式につき	1,600	1,620	260	260	固定スピーカーを含む。
可搬式スピーカー	1台につき	520	520	85	85	
ビデオプロジェクター	1式につき	3,240	3,300	525	530	スクリーンを含む。
35ミリ映写機	1式につき	2,160	2,200	360	365	スクリーンを含む。
16ミリ映写機	1式につき	1,620	1,650	260	265	スクリーンを含む。
スライド映写機	1式につき	1,080	1,100	180	180	スクリーンを含む。
プレーヤー	1台につき	520	520	85	85	
テーブルコーダー	1台につき	520	520	85	85	
電源装置	1キロワットまでごとに	250	250	45	45	持込電気器具の定格消費電力につき算定する。

備考

- 1 この表に定める金額(超過金額を除く)は、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後4時まで)又は夜間(午後5時から午後9時まで)の区分で使用する場合の金額をいい、午前午後(午前9時から午後4時まで)又は午後夜間(午後1時から午後9時まで)の区分で使用する場合の金額はその額の2倍の額とし、1日(午前9時から午後9時まで)の区分で使用する場合の金額はその額の3倍とする。
- 2 取付け及び操作は、使用者において行うものとする。

(2) スタジオ

品名	単位	金額				摘要
		3時間まで		3時間を超える1時間までごとに		
		現行額 円	改定額 円	現行額 円	改定額 円	
演台	1式につき	300	300	100	100	花台を含む。
ピアノ	1台につき	2,160	2,200	720	730	調律料は、使用者の負担とする。
センターライト	1台につき	520	520	170	170	
スポットライト	1台につき	200	200	70	70	
マイク	1本につき	520	520	170	170	マイクスタンドを含む。
つりマイク	1個につき	520	520	170	170	
ワイヤレスマイク	1本につき	1,080	1,100	360	360	
拡声装置	1式につき	520	520	170	170	スピーカー2台を含む。
ビデオプロジェクター	1式につき	1,600	1,620	530	530	スクリーンを含む。
16ミリ映写機	1式につき	800	810	265	265	スクリーンを含む。
カセットデッキ	1台につき	520	520	170	170	
ローアホリゾンライト	1式につき	420	420	140	140	
サスペンションライト	1台につき	200	200	70	70	
ハネ返りスピーカー	1台につき	520	520	170	170	
プレーヤー	1台につき	520	520	170	170	
アッパーホリゾンライト	1式につき	520	520	170	170	
エフェクトスポットライト	1台につき	1,080	1,100	360	360	エフェクトマン1台、先玉レンズ及び種板を含む。

備考 取付け及び操作は、使用者において行うものとする。

(3) 大会議室

品名	単位	金額			
		3時間まで		3時間を超える1時間までごとに	
		現行額 円	改定額 円	現行額 円	改定額 円
ビデオレコーダー	1式につき	630	640	210	210
教材提示装置					
カセットデッキ	1式につき	300	300	100	100
プレーヤー					

※備考

1 他の会場で使用する場合は個別に徴収する。

(4) 音楽室

品名	単位	金額			
		3時間まで		3時間を超える1時間までごとに	
		現行額 円	改定額 円	現行額 円	改定額 円
ピアノ	1台につき	1,280	1,300	420	420
電子オルガン	1台につき	0	0	0	0
ステレオ装置	1式につき	0	0	0	0

(5) 美術工芸室

品名	単位	金額			
		3時間まで		3時間を超える1時間までごとに	
		現行額 円	改定額 円	現行額 円	改定額 円
電気陶芸窯	1台につき	630	640	210	210

(6) 諸室

品名	単位	金額				摘要
		3時間まで		3時間を超える1時間までごとに		
		現行額 円	改定額 円	現行額 円	改定額 円	
電源装置	1キロワットまでごとに	250	250	90	90	持込電気器具の定格消費電力につき算定する。